

浜岡原子力発電所 4号機 原子炉熱出力に係る運転上の制限からの逸脱について

2011年4月1日

対象号機	4号機（定格熱出力一定運転中） ：沸騰水型、定格電気出力113.7万キロワット
発生日	2011年3月31日
発生時の状況	<p>当社は、原子炉熱出力の計算に使用している原子炉圧力信号の1つに不調があり、原子炉熱出力に誤差が生じている可能性があるとして判断し、原子炉施設保安規定※に定める運転上の制限からの逸脱を宣言しました。</p> <p>このため、保安のための措置として、原子炉熱出力の低下（原子炉熱出力 3290 メガワット→3234 メガワット、電気出力約 2%に相当）させる操作をおこない、その後、原子炉熱出力の正常を確認し、運転上の制限からの復帰を宣言しました。</p> <p>&lt;経緯&gt;</p> <p>3月31日 17時12分 保安規定に定める運転上の制限からの逸脱を判断および原子炉熱出力低下操作開始</p> <p>17時33分 原子炉熱出力低下操作終了</p> <p>17時50分 原子炉圧力信号の切替実施(A系→B系へ切替)</p> <p>17時57分 原子炉熱出力の正常を確認および運転上の制限からの復帰</p> <p>その後、本事象による原子炉熱出力の誤差を詳細に評価した結果、当該誤差は、原子炉熱出力を大きめに表示する傾向であり、原子炉熱出力に係る運転上の制限値を超えていなかったことを確認しました。</p>
今後の措置	原子炉圧力信号の不調の原因の調査および修理を実施します。
放射能の影響	本事象は外部への放射性物質の放出に係わる事象ではありません。
お知らせ基準	「表1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

※ 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第 37 条第 1 項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。原子炉熱出力に係る運転上の制限値は、定格熱出力(3293 メガワット)を超えないことと定めています。

以上

